

料金体系設定の基礎事項

- 1 現在の水道料金の体系
- 2 基本水量制について
- 3 逦増制について
- 4 まとめ



現在の水道料金の体系

春日部市の水道料金（抜粋）

種別		料率			
用途	量水器 口径	基本料金		超過料金 1m ³ あたり単価	
		水量	料金		
一般用	13mm	16m ³ まで	1,700		
	20mm		1,700	16m ³ 超から30m ³ まで	120円
	25mm		2,800	30m ³ 超から50m ³ まで	150円
	30mm		4,000	50m ³ 超から70m ³ まで	160円
	40mm		5,500	70m ³ 超から100m ³ まで	180円
	50mm		11,000	100m ³ 超から200m ³ まで	220円
	75mm		16,000	200m ³ 超から300m ³ まで	270円
	100mm		35,000	300m ³ 超	330円
	150mm		90,000		

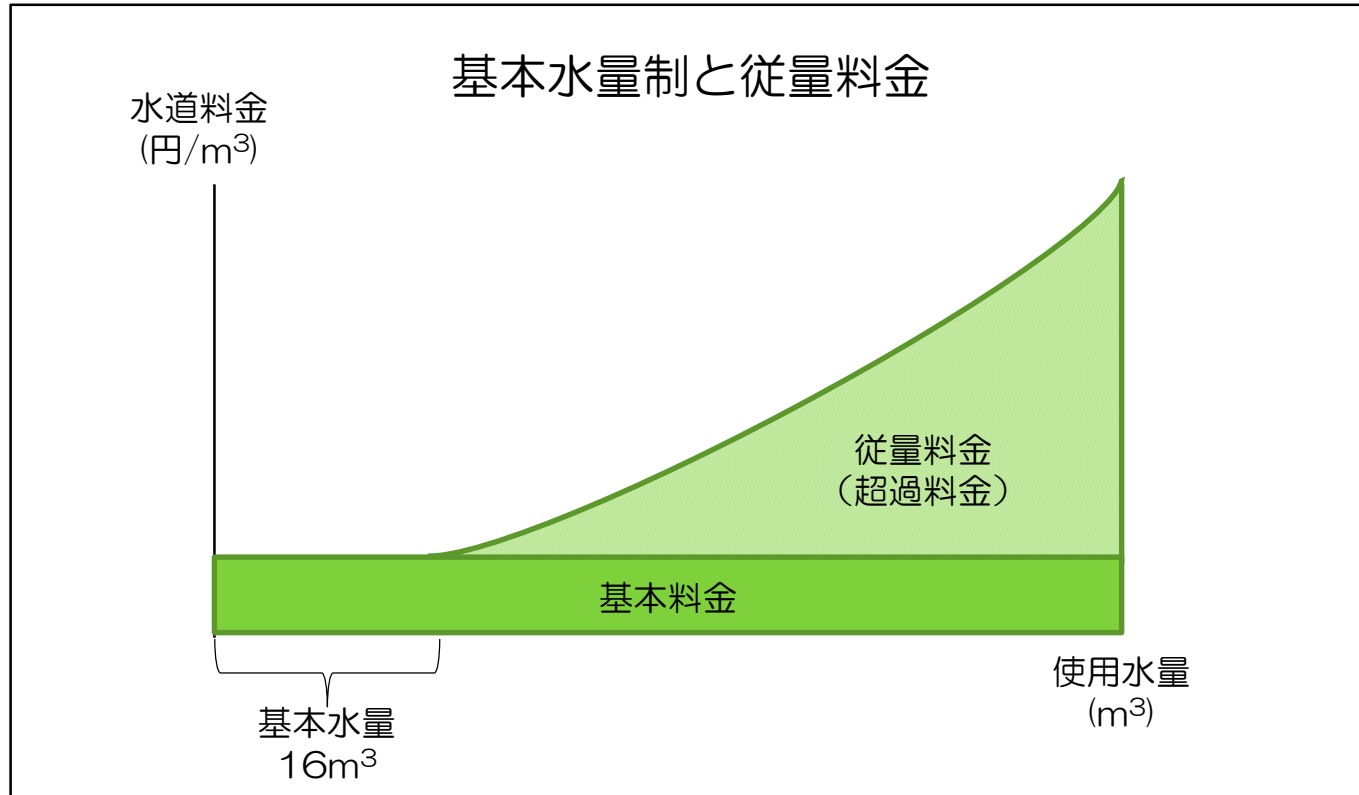
ていそう

逦増制…使用量が多くなるほど単価を上げる仕組み

- 水道事業を開始した昭和初期の頃、井戸水からの切り替えや公衆衛生の観点から水道の普及促進を図ることを目的に、個人負担低減の手法として採用し始めた（負担公平性の原則から本来は一定額が好ましい）



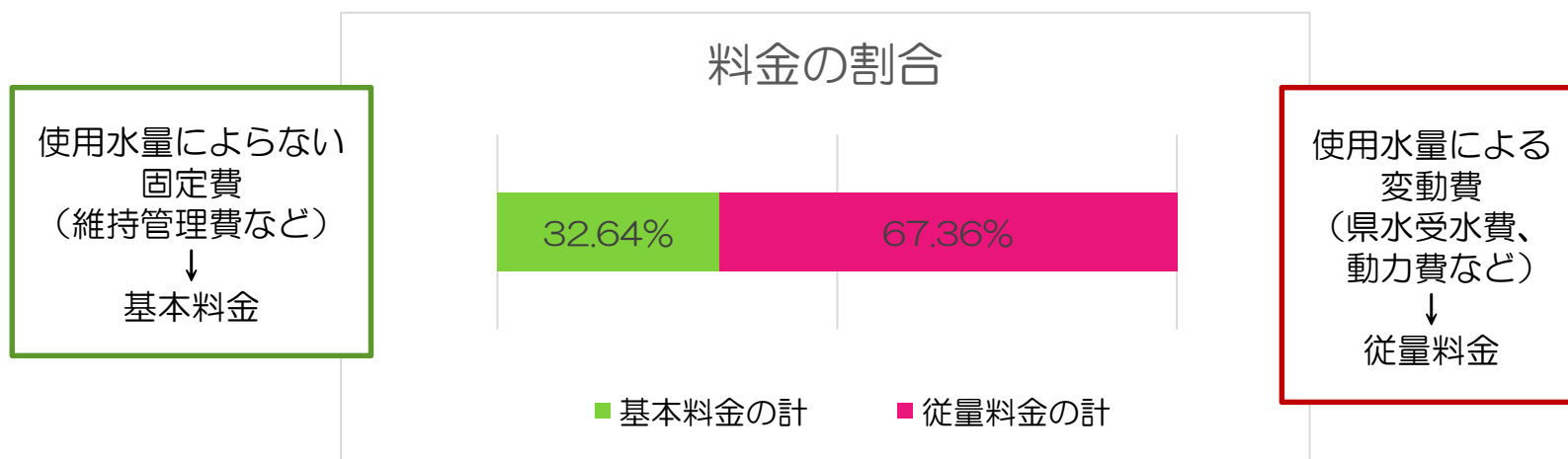
現在の水道料金の体系





現在の水道料金の体系

※令和6年度



- かつては公衆衛生向上を目的に、水道の普及促進を図るため、料金収入のうち、基本料金の割合を低く抑えていた。
- 水道の普及促進が図られた現在では、持続可能な経営を続けるために安定した収入を確保する必要があり、基本料金の割合を上げる必要がある



人口減少などにより使用水量が減っているため
経営への影響が大きい



現在の水道料金の体系

水道料金算定要領（令和7年2月改定）

1. 基本料金の底上げ

従量料金に比重を置いた料金体系は、給水量の多寡に影響を受けやすく、給水需要が減少傾向にある昨今においては、健全な経営を妨げる要因となるため、基本料金の軽減措置及び個別原価計算基準修正措置は廃止。

需要家費と固定費のすべてを基本料金に割り当ててしまうと基本料金が高騰するため、一定のルールのもと従量料金へ配分することが認められていた。しかし基本料金の底上げを図るため、従量料金へ大きく配分する措置を廃止。

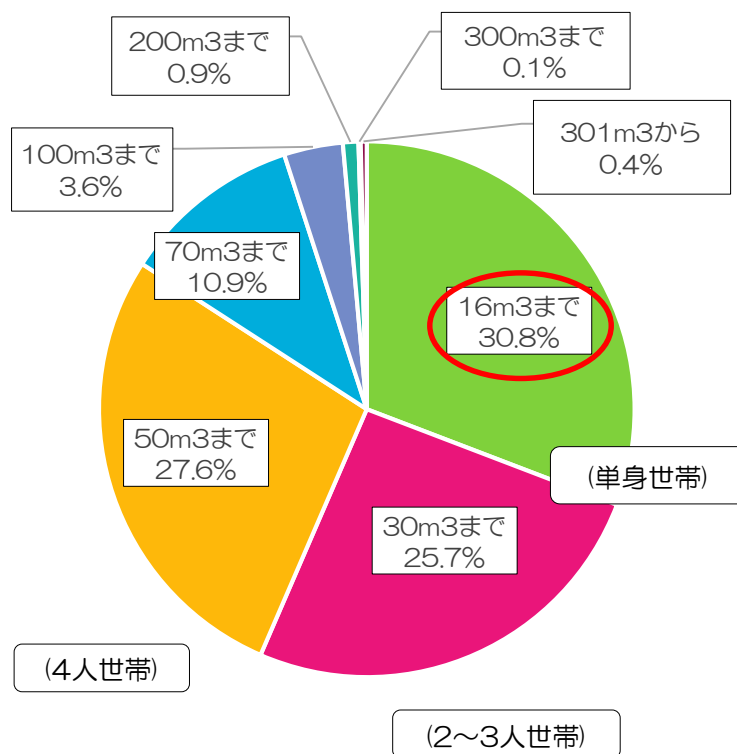
人口減少によって給水量が減少しても、
持続可能な水道事業の経営が図れるように、
基本料金の割合を上げることが必要



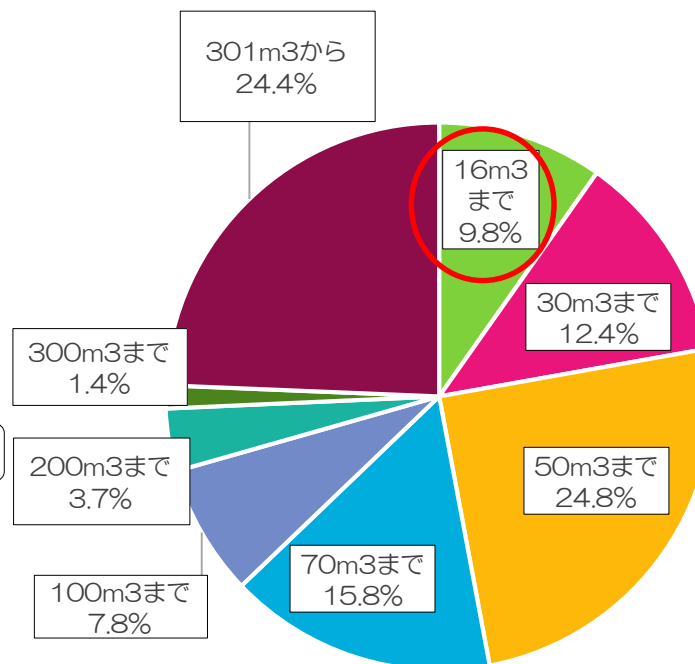
基本水量制について

※令和6年度

使用水量別割合



使用水量別料金割合



基本水量未満の世帯数の割合は約31%だが、
収入の割合では10%に満たない



基本水量制について

水道料金算定要領（令和7年2月改定）

2. 基本水量の廃止

令和7年2月の算定要領では、「節水意識が反映されないこと、公衆衛生の向上を急務とする時代ではない等、設定の必要性は更に乏しくなっており、また、採用する事業者も減少傾向にあることを踏まえ、基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消する」とされている。

改定前は「経過的に存置することはやむを得ない」という記述があったが、より解消を進めるとして、この文言は削除された。

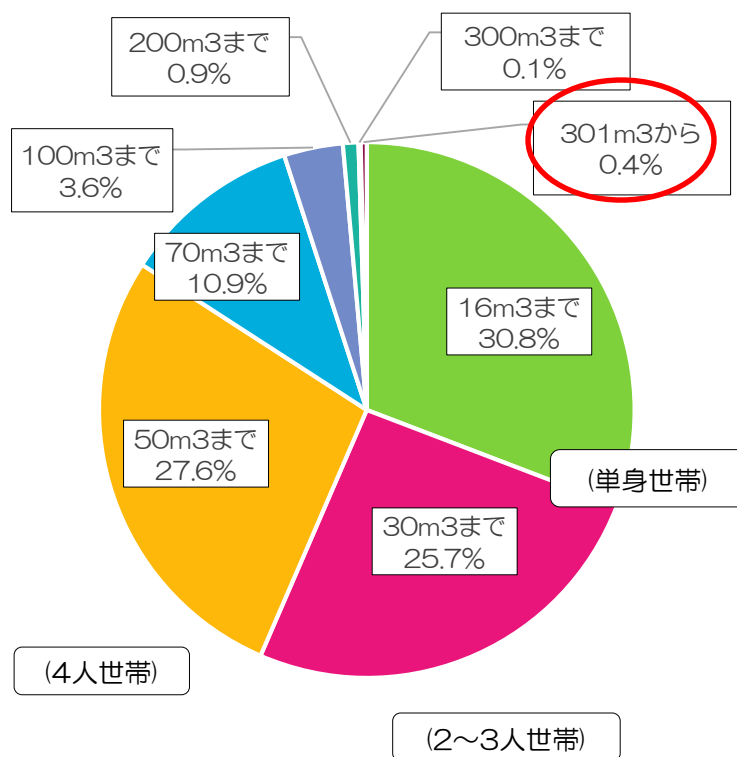
小口使用者の料金の激変を招かないよう配慮しながら、小口使用者間の負担公平性の観点より、基本水量制の解消が必要



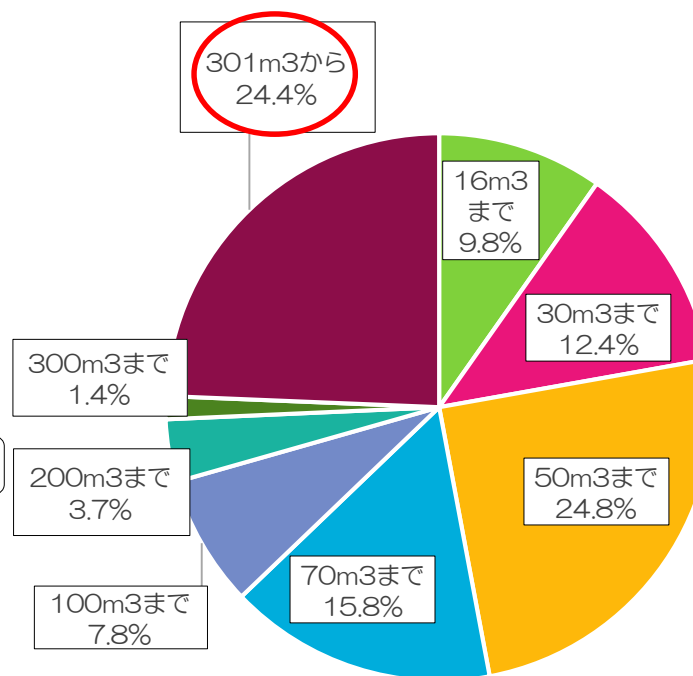
逦増制について

※令和6年度

使用水量別割合



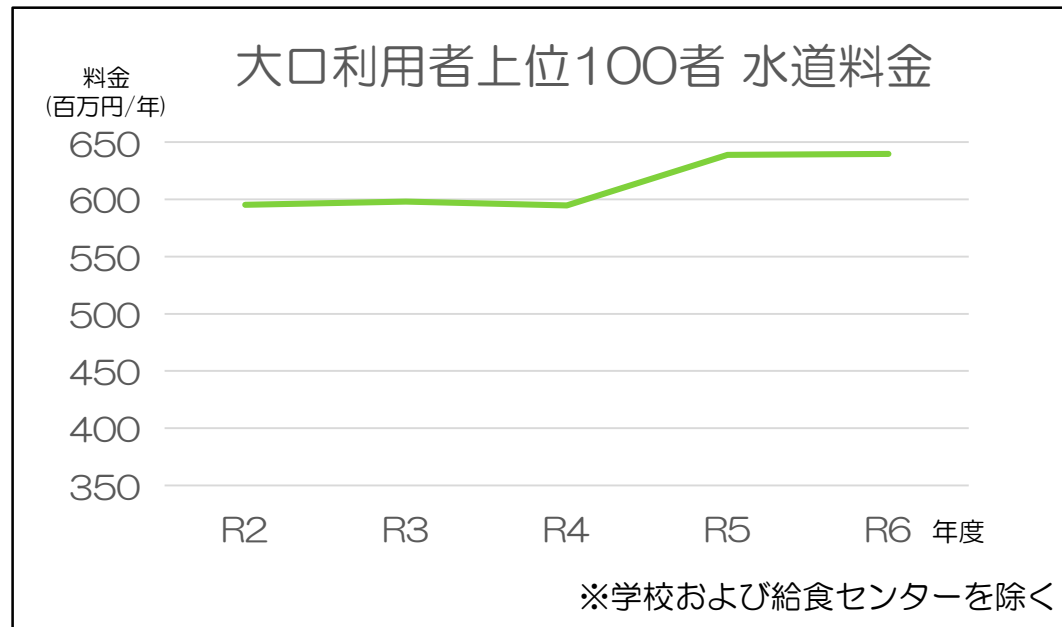
使用水量別料金割合



企業などの大口使用者割合は、0.4%だが
料金に占める割合は、約24%にのぼる
(大口使用者が1件でもいなくなると 経営への影響が大きい)



逦増制について



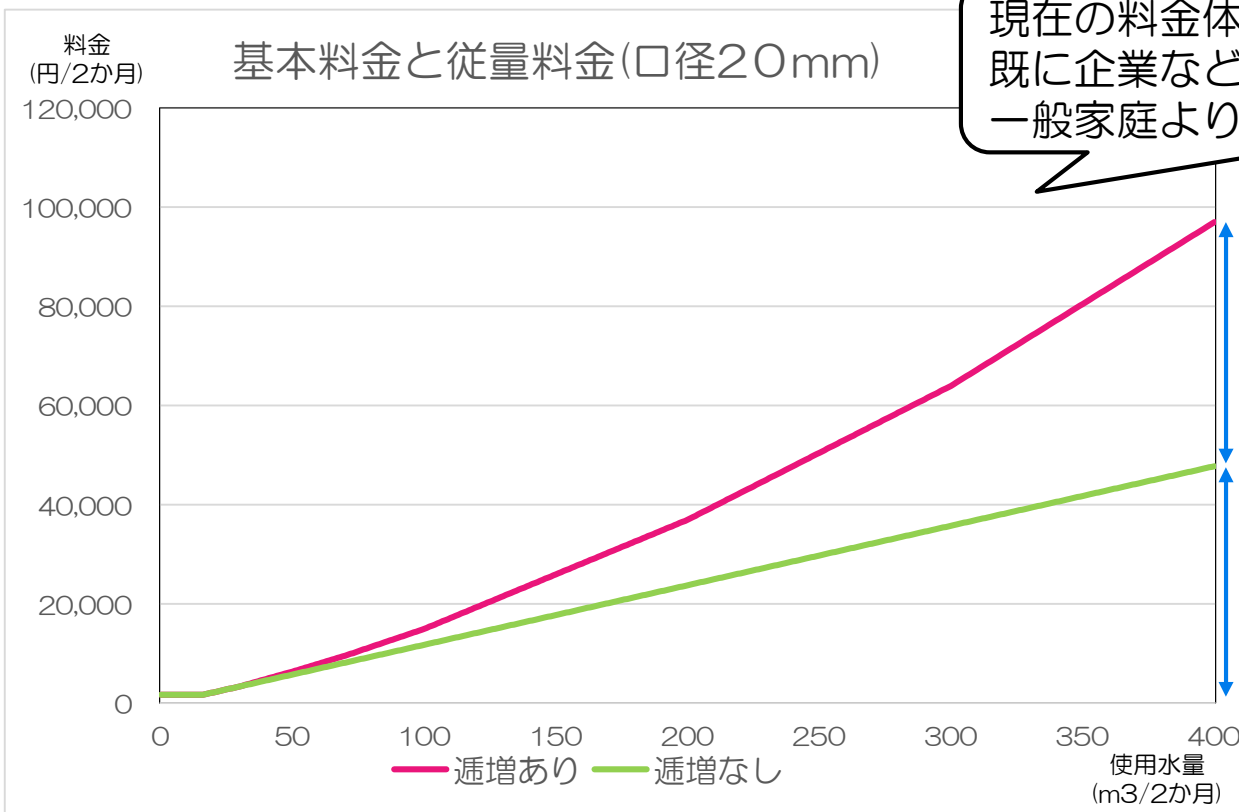
工場などが増加傾向にあるため わずかに上昇しており
大口使用者への料金収入依存度が年々 上昇している



大口使用者がいなくなったときの経営への影響が大きい



逦増制について



現在の料金体系において、既に企業などの大口使用者は、一般家庭よりも負担増加が著しい

※大口使用者に配慮している事例(逦増度の緩和)

吉見町	
60m ³ まで	150円
100m ³ まで	175円
200m ³ まで	206円
1,000m ³ まで	237円
2,000m ³ まで	275円
6,000m ³ まで	318円
10,000m ³ まで	312円
10,001m ³ 以上	306円

(m³あたり単価)

逦増度が大きすぎると大口使用者が流出し 大幅な収入減となるリスクが高い



適正な料金のあり方を検討する場合、全体の底上げは当然のことながら、大口使用者への配慮が必要である



逦増制について

水道料金算定要領（令和7年2月改定）

3. 逦増制の緩和

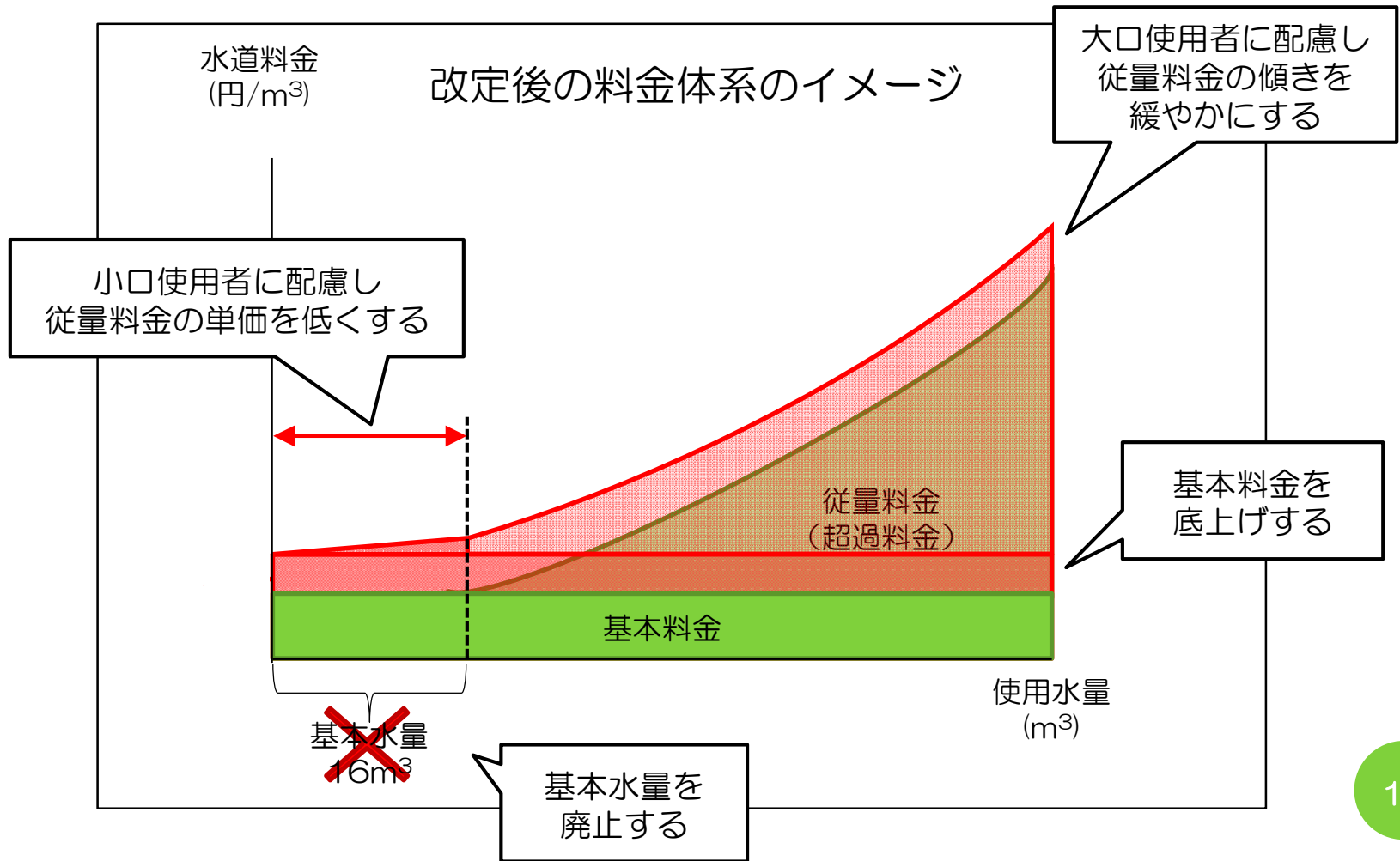
従量料金は使用者群の差異に関わらず均一料金とするとされている（公平負担の原則）

例外として、逦増制が認められているが、大口使用者の使用量に比重を置いた料金体系は、大口使用者の給水量の影響を受けやすく、大口使用者の給水需要が減少傾向にある昨今においては、安定した給水収益の確保に支障を与え、健全な経営を妨げる要因となりかねない。

小口使用者の料金の激変を招かないよう配慮しながら、負担公平性の観点や大口使用者への依存を低減するため、逦増制を緩和していくことが必要



まとめ





まとめ

水道料金見直しの考え方

令和7年2月に改定された新たな「水道料金算定要領」に従い、
次の3つを基本方針とします

1. 基本料金の底上げ

給水量が減少しても持続可能な経営を図るため、底上げを図る

2. 基本水量の廃止

小口使用者の料金の激変を招かないように配慮しつつ、
小口使用者間の負担公平性の観点から、廃止する

3. 逡増制の緩和

小口使用者の料金の激変を招かないように配慮しつつ、
負担公平性の観点や大口使用者への依存を低減するため、緩和する



終わり

ご清聴 ありがとうございました